

いま生涯学習に期待されるもの

生涯学習と体験学習的人間関係教育

伊 藤 雅 子 （南山短期大学教授）

- I. はじめに
- II. 生涯学習の流れ
- III. 生涯学習の中心的課題
- IV. 生涯学習の展開——3つの創造
- V. おわりに

I. はじめに

アメリカの大学を訪れたことのある人ならば誰でも、そこでの学生の人種的・年齢的多様性に驚くであろう。私自身も50年代に留学した経験を持つが、中西部のリベラル・アーツ・カレッジの社会学系のクラスに同じカレッジの40才を越えた体育の教師が私達と机を並べて熱心に学んでいた。彼女は体育の教師をしながらそのカレッジを主席で卒業し、奇しくも私と同じ総合大学の大学院で社会福祉修士号を取得した。当時、彼女に進学の動機をあえて尋ねる機会はなかったが、おそらく彼女は体力的に限界のある体育の教師を続けるよりも、継続の可能性の高い社会福祉の仕事での資格を取得して、いわゆる「第2の人生」への設計をしたのであろう。ソーシャルワーカーとして福祉の仕事に生き生きと携わる彼女の姿は新しく生まれ変わった人のように新鮮で印象的であった。彼女のような例は、アメリカにおいては決して珍しいことではなく、可能な限り何時でも新しい資格に挑戦し、自分のキャリアを広げていこうとする人々が、職場や家庭から大学のキャンパスに戻り、多様な学生の群れに加わるのである。

日本において、同じことをしようと思えば、その人は、仕事を続けながら学べる大学を探し、そして、それまで自分が続けてきた職業とは殆ど関係の無い

熾烈な「入試」という関門を突破しなくてはならず、それは決して容易なことではない。全ての個人が、それを必要とする場所と時に可能な限り自分のニーズに即した教育を利用できるようにすることを「リカレント教育」とよび、わが国においては「社会人入学制度」という形を取り学習社会もしくは生涯学習の一つの施策として提唱されている。職場や家庭から大学等の教育機関に戻って学ぶことを可能にする「リカレント教育」の普及は日本で生涯学習を考えていく上での大きな課題の一つである。「リカレント教育」は「還流教育」または「回帰教育」と訳され、学校教育制度と生涯学習の接点と見ることが出来る。

昨今、「生涯学習」という言葉がしばしば耳にされるようになってきたが、この小論では、リカレント教育も視野におきながら生涯学習の思想的な背景と現状、その中心的課題と展開の可能性について述べてみたい。

II. 生涯教育・生涯学習の流れ

A. 思想的背景 — Lifelong Education to Learning Society

1990年代に入り、21世紀が近未来として、人々の意識の中に入って来るにつれて、未来社会に向けての教育についてもいろいろと論議されるようになった。特に日本においては、高学歴への志向が学歴偏重や受験準備教育偏重等の非人間的傾向を抱えながら行きづまりをみせ、また、高齢化現象が社会の色々な側面において新たな需要を生み出しているとき、1990年1月30日中央教育審議会が「生涯学習の整備」についての答申を文部大臣に提出したことは意義深いことといえよう。

しかし、「生涯学習」と言う言葉そのものこそ公には使われなかったが、これに近い考え方はすでに25年程前から存在していた。日本においても、新井郁男氏がすでに1974年に「現代のエスプリ」146号「ラーニング・ソサエティ」のなかで主要な文献を紹介しながらかなり丁寧な解説をされているので関心のある方はその方も参照されたいが、ここでは、25年前に「学習社会」という語が初めて提唱されてからの流れを、生涯教育から学習社会へ、そしてさらに生涯学習へと微妙に変化した状況を顧みながら、生涯学習の現状を要約してみたい。

ラングランからの流れ

「人間は一生学び続ける」とは比較的言い古されたことばであるが、この言葉と「生涯学習」とはどう異なるのであろうか。この二つの言葉は、どちらも教育が人間の生き方に直接かかわっていることを示しているが、生涯学習という考え方が広く用いられるようになったのは比較的新しいことである。

1950年代から1960年代にかけて、世界的な関心は経済の発展を主とし教育を従とするものであり、第二次世界大戦後の混乱から立ち直りつつあった西欧諸国においては、経済的な発展に大きな期待が寄せられたため、政治・経済・社会の発達に寄与する人材を養成することが教育の目的であった。この考え方は「教育投資論」と呼ばれるが、この思想への批判として、また来るべき社会における教育のあり方をしめす考え方として1965年に Paul Lengrand はユネスコ成人教育推進国際委員会より「Life Long Education」を発表し、波多野完治氏が「生涯教育」（1978年）として日本語に翻訳されている。Lengrand はこの文書の中で教育を学校の枠から外し、「所有の領域」にあるものとしてより「存在の領域」にあるものとして位置づけることの必要性を述べている。

この考え方は1968年、R. M. Hutchins が著作 「The Learning Society」を公にしたことにより各方面から注目されるようになった。Hutchins は人が生きるために働くよりは、働くために生きている状況を批判し、人間がより人間的であるために教育を社会の中心にすえることを提唱した。即ち、「教育は“人生の真の価値”つまり、人間が“賢く、楽しく、健康に生きる”のを助けることにかかわるもの」であり、「人材の過剰が社会問題になっている時代においては、人材の養成をもって教育の目的とすることはありえない」としている。そして「教育機関の固有の役割はリベラルであること、つまり何らかの体系的な方法で頭を使いたいと思う人、あるいはそのための基礎を養いたいと思う人につねに開かれていること」と言っている。（エスプリ p.24）彼のよれば、“The Learning Society”とは、「すべての成人に、いつでも定時制の成人教育を提供するだけでなく、学習、達成、人間的になることを目的とし、あらゆる制度がその目的の実現を志向するように価値の転換に成功した社会」（エスプリ、p.11）である。

Hutchins の「人間的になること」および「価値の転換に成功した社会」という考え方はユネスコのなかに1971年に設けられた教育開発国際委員会が1973年に公刊した「Learning To Be」と題する報告書に受け継がれた。この報告書は、委員長であったフランスの元首相 Edgar Faure の名前にちなんで「フォール・レポート」と呼ばれている。この報告書で注目されるのは、学習社会の「学習」は、財産、知識、社会的地位、権力などを所有することを目的とする「Learning To HAVE」ではなく、自己の能力を能動的に発揮し、生きることの喜びを確信できるようになることを目的とする「Learning To BE」であることを明示したことである。後で詳しく触れることになるが、この「HAVE」（持つこと）から「BE」（あること）へ価値を転換することは、私の考える生涯学習の核となる考え方である。

フォール・レポートが公表された次の年の1972年、アメリカのカーネギー高等教育委員会は、「Toward a Learning Society : Alternative Channels to Life, Work, and Service」（ラーニング・ソサエティをめざして——生活と

労働と奉仕とに向かうさまざまな道)を公表している。これは委員会の報告と勧告という形をとって、かなり具体的に教育政策を検討し、勧告を行なっているが、繰り返し強調されているのは教育の継続性と包括性である。継続性とはユニバーサル・アクセス(教育機会があまねく開かれていること)を意味し、ユニバーサル・アテンダンス(教育機関への就学が実質的に強制化されていること)ではないとしている。また、包括性については、学習社会においては生活・労働・奉仕の3側面がもっと融合し、調和の取れた経験となるように交互にプログラムされたりするような配慮の必要性を強調している。また、新たに提唱される教育が単に職業上の地位などに利点を与えるものであるよりは直接生活の質に影響を与えるものであること、アカデミック教育、技術教育とならんで情緒的教育も大切にされるべきこととしている。言い換えるならば「あらゆる青年のために、もっと多くのよい道が、生活、労働そして社会奉仕の場において創られるべきである」(エスプリ、p. 156)としている。この報告書では、「奉仕」に向かうことが学習社会の「一つの道」(Channels)であるとしているが、この考え方はこの小論でも生涯学習のいま一つの核として注目したい。

B. 日本の現状

(1) 学校教育と社会教育

アメリカでは教育は学校教育と成人教育とにわけられ、9・3・4・年(義務教育9年、高校教育3年、大学教育4年)と制度化された教育以外のものは成人教育(Adult Education)と呼ばれている。Life Long Education もしくは Learning Society という語が導入されたのは、おそらくこの「成人」教育といういわば時期的に限定された教育を、内容的にも、また受ける側の対象としても拡大することをねらったものといってもよいであろう。

日本の生涯学習について考えると、戦後の教育基本法の制定とその精神に則り1949(昭和24)年に規定された社会教育法が、一つの土台となっているといえよう。この法律は、学校の教育課程として行なわれる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行なわれる組織的教育活動のついての国及び地方公共団体の任務を明らかにしようとしたものであった。この法律によれば社会教育施設とは公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、婦人教育施設、体育・スポーツ施設をいう。また社会教育事業として社会教育関係団体、少年教育、青年教育、成人教育、家庭教育、婦人教育、高齢者教育、同和教育、社会体育が含まれるとしている。

学校教育と社会教育は相互に連携を保ちながら整備されるべきものであらうが、学校教育に関してはその「整備」が管理体制を強める結果となり、1971(昭和46)年のいわゆる「第3の教育改革」といわれた中教審答申の中で是正

の必要性を指摘された「教育制度の閉鎖性」をもたらし、大学をはじめとする教育機関が高レベルの教育をしながらも一般社会とはかなり異なる世界を形成するようになり、学校教育と社会教育の間にも目に見えない壁が出来る結果となった。

「生涯学習の基盤整備」に関しての答申が文部省へ提出され、そのに基づいて政府や地方自治体がそれぞれ施策の充実をはかるということは生涯学習に関して、文部省が他の省庁と連携を保ちながらも主導的役割をとる方向が出されたとみてよいであろう。しかし、文部省以外にもそれぞれの目的に応じて生涯学習的活動を行なっている省庁は少なくない。例えば、厚生省の健康や福祉、さらに環境に関する啓蒙・広報・学習活動、労働省関係団体の行なう職業適性訓練・再雇用のための教育等があり、それらは生涯学習の中に当然含まれるべきであろう。そして、生涯学習ということを引き付けにして、ともするとタテ割的になりがちな行政に横の繋がりが出来ることを期待したい。すでにそのような繋がりや試みは地方行政のレベルにおいては始められつつある。名古屋市の教育委員会社会教育協議会が1990年2月、教育委員会と市民局の繋がりを具体化する方法として「コミュニティ学習」の可能性を提言しているのもそのよい例であろう。この提言は教育委員会の施設である社会教育センター等が、市民局が名古屋市内の学区に建設しつつあるコミュニティセンターと連携しつつコミュニティ学習を推し進める必要性を述べている。特にこの提言の中で注目したいのは地域住民の主体的・協力的努力のもとに学習リーダーの養成を目指している点である。地域住民がリーダーとして成長していくことは学んだ事を「所有の領域」にだけとどめるのではなく自らのあり方を変えて行くことによって「存在の領域」にまで深められた学習となるであろう。

民間企業が行った生涯学習関連事業の受講者数

	新聞社系	放送局系	デパート系	計
昭和 51 年度	217, 156	89, 108	59, 751	365, 015
昭和 60 年度	519, 842	180, 049	222, 617	922, 508

(注) 都道府県の県庁所在地（東京都は23区）に事務所を有する新聞社系、放送局系、デパート系の民間教育事業の学級、講座、教室への受講者数。（文部省調べ）

図-1 民間企業が行なった生涯学習関連事業の受講者数
社団法人日本広報協会編 「生涯学習の時代」より

日本の現状に関して、いま一つつけ加えておきたいことは、民間企業の行なう生涯学習関連事業（いわゆるカルチャーセンター）の役割である。参加延べ人数からするならば生涯学習の最も大きい担い手といえるかも知れない。これらは大きく分けて新聞社系、放送局系、デパート系にわけられるが、図-1に示されたごとく受講者総数を1976（昭和51）年と1985（昭和60）年で比較してみると、365,051人から922,508人と約2.5倍に増加している。このような民間企業の実施しているカルチャーセンターはその内容も趣味的なものから実利的なものまで巾ひろく多岐にわたっており、生涯学習の中で果たす役割も決して小さくはないであろう。受講者の中には学習しつつ自らを変革し、自己の変革を社会変革の原動力としている人もないとはいえない。

しかし、生涯学習が Learning TO HAVE から Learning TO BE へと移行するものであるとするならば、現在行なわれている学習についてもいま一歩踏み込んだ論議が必要と思われる。

学校教育についてみるならば今日の日本社会において、一般進学率は著しく上昇した。特に高等学校への進学率は90%をこえた。しかし、一部の実業高等学校をのぞけば殆どの高等学校以下の教育は大学入学のための準備教育機関となりつつある。また、大学教育も一定の資格や特殊技術を授与する教育と、人間教育に資する二つの方向が考えられるが、前者のうち資格や特殊技術を教授する教育の実用的な側面についてはかなり成功を納めているが、基礎研究の分野は必ずしも十分とはいえない。また後者の人間教育の観点からするならばいわゆる「リベラルアーツ教育」は戦後の教育改革から40年を経た今日においてすら「たんなる高等学校教育の延長」であるとか「卒業に必要な単位を満たすだけの意味しかない」といわれ、その本来の意味が定着しているとは言い難いのが現状である。一般教育の抜本的な改革の必要性はたびたび指摘されてきたが、生涯学習との関わりの中で再検討することが、あるいはこの問題の解決の糸口となるかも知れない。特に次の節で展開される人間関係教育を柱とする学び方の再編成は大学教育のレベルにおいても一考に値するであろう。

(2) 文部省に提出された中教審答申「生涯学習の基盤整備について」

この答申の基本的認識は生涯学習が「人々の自発的意志に基づいて行なうことを基本とするものであり、生涯学習の基盤を整備することが当面する重要な課題」としている。そのため、人々の生涯学習を支援するための施策が中心的に討議された。その本文については資料として掲載されているものを参照されたいが、答申内容は生涯学習の基盤整備の必要性についてと、生涯学習の基盤整備のための施策との2つの部分から構成されている。とくに第一部では、この答申が第12期中央教育審議会の1981年答申「生涯教育について」をうけて、「生涯学習」という語を用いている。すなわち生涯学習とは「人々は、自己の充実・啓発や生活の向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めており、こ

これらの学習は、各人がその自発的意志に基づいて行なうことを基本とし、必要に応じ自己に適した手段・方法を自ら選んで生涯を通じて行なうものをいうとしている。

そのうえで学校・地域・職場等で提供される学習機会相互に連携を持たせながらを充実していくことが必要としているが、その推進に当たっては次の3つの留意点を挙げている。

(1) 生涯学習は、生活の向上、職業上の能力の向上や、自己の充実を目指し、各人が自発的意志に基づいて行なうことを基本とするものであること。

(2) 生涯学習は、必要に応じ、可能な限り自己に適した手段及び方法を自ら選びながら生涯を通じて行なうものであること。

(3) 生涯学習は、学校や社会に中で意図的、組織的な学習活動として行なわれるだけでなく、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動などの中でも行なわれるものであること。

Ⅲ. 生涯学習の中心的課題

生涯教育及び生涯学習のおよそ20余年の流れについてはⅡで概観したが、個人が生涯にわたって教育を受けることを制度的に可能にする「生涯教育」が、社会全体に浸透して形成される「学習社会」となり、さらに「生涯学習」として提示された変遷がみられた。この流れの中で、「教育」が「学習」と変えられたことに注目して生涯学習の中心的課題を述べてみたい。

本論文では、生涯学習とは学習社会の中で個人が生涯にわたって学び続けることをいう。そして、特に「学習」がいわゆる「教育」とどのように異なるかも考えてみたい。多様なニーズをもった多様な人々が生涯にわたって学習するといったとき、その学ぶ内容や学び方も様々であろう。生活上必要な基本的意志疎通の手段である文字を学ぶことから、抽象度の高い哲学を学ぶことに至るまで、学ぶものは人によって多岐にわたっている。様々な知識を獲得することにより人はより豊かな生活を可能にすることは間違いない。しかし、フォールによって提唱された Learning TO BE（存在の領域）に関わる学習、また生活・職業・奉仕への道としての学習のうち奉仕に関わる学習としてまず自己の存在状況を検討し、自己の変革を目指しながら学習を自分自身の生き方との関わりにおいて方向付けていくことを可能にする体験学習方式による人間関係教育を考えてみたい。この教育はまず何よりも統合の教育であり、さらには人間中心、学習者中心の教育でもある。生涯学習がどのように展開されるかを論ずる前に、まずこれらの前提について触れてみよう。

A. 生涯学習の前提条件——分化された教育から統合された教育へ

(1) 知識伝達型教育から問題意識拡大型学習へ

今世紀はそれが人間性にとってどの様な意味があったかは別として、科学技術が驚異的な進歩をとげ、またそれらの結果についての情報も生活の中にあふれるほど充満している社会をもたらした。。その一つ一つの理解についてはそれ相応の知識が要求されることになるので、それらの伝達の努力が重要なことは言を待たない。しかし、生きている人間として、それらの知識・情報とのつながりを考えたとき、個人が自己の問題意識や価値観の中にそれらの知識・情報を組み込み・位置づけることが必要であろう。

ここでいう個人の問題意識とはその個人が日々生活する中で自己をとりまく世界をどの様にとらえ、関わっていかうとしているかの姿勢のことであり、価値観とは、個人が思考し、行動するときの規準となるものである。この個人の問題意識や価値観のなかに知識や情報がある一定の秩序をもって位置づけられ組み込まれることを、個人の人的統合と考える。

しかし、個人が何を学んだかよりはどこで学んだかを重視する今日のわが国の社会においては教育の目的は人的統合であるよりは、形式的な知識伝達となっている傾向が強い。また伝達される知識が高度になり専門化されればされるほど統合という事も容易ではない。

さらにそれぞれの教育の受け手は多様な生活の中で多様な生き方を志向しており、従って問題意識領域も様々である。このような状況にあっては、知識・情報の送り手の側からの一方的伝達のみで知識・情報を個々人の問題意識領域に連結・定着させ、統合していく事は並み大抵の事ではない。

新たに提案された生涯学習が「学習」に焦点をおいた理由もこのあたりにあると思われる。すなわち、個人が自分の問題意識・価値観を明確にする「学習の事始め」を「学習」の原点とする。そして、この原点から個人が学びつつ自己の問題意識を広め、価値観を深めつつ主体的に生きることを可能にする問題意識拡大型の学習が生涯学習であろう。

(2) 全人的教育へ

フォールによって提唱された学習社会の目標の一つは「完全な人間」(Complete Man) を目指しての教育で、彼の言う「完全な人間」とは「身体的、知的、情緒的、倫理的統合が達成された人間」である。そして、「人間は生存を続け、また進化していくために、間断なく学習をしていかざるをえない」としている。(エスプリ、p. 12)

身体的、知的、情緒的、倫理的に統合された人間とは一般的に言われる単なる「労働力としての人材」以上のものであり、自己の身体的感覚や情緒の反応、

そして倫理的判断を十分に発揮して行動することが可能な人格者である。

『20世紀後半の数十年における教育機関の目標は滑稽名ほど古くさく見える。世界が人材の過剰に悩んでいるのに、教育機関はまだやっきになって人材を増やそうとしている。世界が国際社会への傾向を強めているのに、国家の権力、繁栄、威信の名において人材を養成している。世界が英知を渴望しているのに、教育機関は、このニードにほとんど目もくれずに、古くさいニードに応えることに努力を払っているのである。』（エスプリ、p. 24）

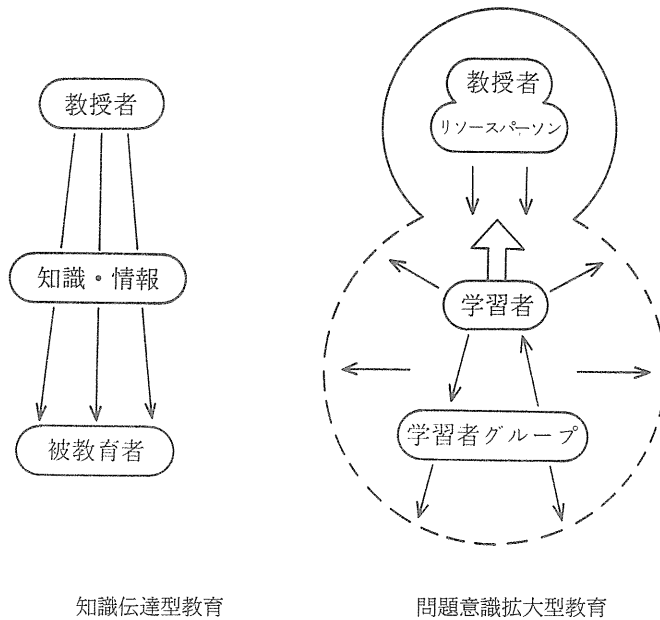
ここで「英知」といわれるものは、労働をして物を生産するためのものであるよりは、生産された物を如何に使うか、使わないかを判断する、また使うに当たっていかなる配慮が必要であるかを判断する実践的な能力といえよう。またこの「完全な人間」において重要とされる情緒的資質の統合は、特に「個人と他の人々との関係におけるそれを発達させるもの」（エスプリ p. 36）として重要であり、この資質は組織的訓練によって、人間相互間のより深いコミュニケーションや、そこから可能となる共同作業への協力のあり方を学ぶのである。

B. 学習者中心の教育

生涯学習とは一つの制度ではなく、いくつかの制度の組織がその上に打ち立てられる基本原理である。このことは、今日の社会において教育を一方通行的教授活動である伝達的教育観に変換を迫るものである。この考え方は1976年、ユネスコの第19回総会で採択された「成人教育の発展に関する勧告」の中で、教育を受ける権利とリテラシーの問題（識字教育ともいわれ、1990年は国際識字年であった）と並んで、「学習者を中心にした教育システムの再編成」として強調された。このことは(1)で述べられた問題意識提起型の教育を前提として可能となるものである。すなわち、「学習者は単なる対象であるだけでなく、学習過程の促進者で、企画者でなければならない。つまり、学習者が持っている様々な経験や知識を活用することや学習過程のあらゆる意志決定に個々の成人や集団や地域社会が参加するようにすべきだということである。」（エスプリ p. 20）

ここで注意しておかねばならないことは、「学習者中心の教育」は、学習者が従来の教育における知識の伝達者であった教授ないし専門家の役割をとることを意味するものではないということである。学習者が単なる教育の対象者である教育においては、教授ないし専門家は、長年にわたって蓄積した貴重な研究の成果や、自分自身が関心を持っている専門分野の限られた状況をめぐり知識を一方的に対象者に伝達する者であり、教授と学習者の間に存在するギャップが埋められることのないまま経過してしまうことが多かった。学習者中心の教育においては、学習者の側から問題を提起し、学習者個人の研究や、グループによる相互援助的学習などにより問題の理解をひろげ、学習者は絶えず自分

の経験と関わらせながら学びを深めていくことになり、教授ないし専門家は「リソースパーソン」としての役割をとることとなる。（図-2を参照）



図一 2 教育・学習の構造

C. 生活・労働・奉仕

フォール・レポート発表の1年後、1972年にアメリカのカーネギー高等教育委員会から出された「ラーニング・ソサエティをめざして——生活と労働と奉仕とに向かうさまざまな道」における生活・労働・奉仕の3つについて考察を加えておきたい。

生活と労働は人が生きて行くために不可欠な活動とされている。人はよりよく生きるために労働をするとも言われている。そして、人間の生活と労働以外の活動を考えるとすれば、当然、余暇活動があげられるであろう。そして、かの有名なピーパーの説によれば教育もまた余暇活動なのである。また、余暇を休息・気晴らし・自己開発の3機能を持つものとし、休息と気晴らしが肉体的疲労からの回復と精神的緊張の緩和であるから、労働に対して従属的であり、それに反し、自己開発的余暇は文化的動物である人間にとって最も高度なものとする考え方がある。

しかし本論では学習社会に向かういくつかの道の中に生活・労働について奉仕をあげていることに注目したい。この「奉仕」とは何であろうか。日本における「奉仕」の意味は広辞林によれば (1) 国家・社会・目上の者などに利害を考えずにつくすこと、(2) サービスとして特に安く売ること、(3) 神仏・師・

主君などにつつしんでつかえることの3つの意味をあげている。西欧においては「サービス」の語にたいし(1)と(3)の意味が多く使われるのに対し、日本においてはどちらかといえば(2)の意味がよく用いられ、関わりとか仕えることを物の提供におきかえる傾向があるように思われる。例えば、近年、喫茶店で「モーニング・サービス」としてコーヒー、トースト、エッグをセットにして安く提供する習慣があるが、日本語の「朝の奉仕品」を英語圏の人は「朝の礼拝」という意味にしかとれず、日本の語「朝の奉仕品」ならば「モーニング・スペシャル」とするべきだと指摘されたのも、その一つであろう。神仏につつしんでつかえるようおたがいにつかえ合い、必要に応じて援助し合うことが「奉仕」なのである。そして「奉仕」しながら人間的に学んでいくことが大切であろう。この「奉仕」という言葉に対する日本的慣用は、近年盛んに聞かれるようになった「ボランティア」という語についても当てはまるであろう。

人は社会にあって一人では生きて行けない。そして、関わりあうこと、援助し、援助される援助的関係から学ぶことは大きい。健常者が自分は援助を必要とする障害者を助けていたと思いこんでいたら、生きることを意味を考えたり日常習慣の中で偏りがちな感受性を刺激されたりする事を通して援助されていたのは実は健常者自身であったというのはしばしば耳にすることである。この場合、健常者は障害者の援助を通して自己の問題意識の拡大、自己の生き方の再検討という学習をしたのである。生涯学習の一つの道として「奉仕」が挙げられる理由はおそらくこの学びを重要視しているからであろう。生涯学習は、このように関わりあいながら自己の主体性の確立に向けて個人が成長することを目指している。

IV. 生涯学習の展開——3つの創造

A. 生涯学習と人間関係教育

前節では生涯学習の中心的課題として学習の統合、学習者中心の教育、関わり方の重視の3つを挙げたが、ここではこれらの課題を展開する体験学習方式による人間関係教育の学習方法について触れてみたい。

生涯学習が個人の自発的な意志に基づき、生涯にわたって続けられる学習だとするならば、学習意欲を持ち続けることも大切であるが、何よりもそれにふさわしい学習方法を身につけることが必要となってくる。生涯学習は、生涯にわたって続けられるものであるが、人の生涯は決して一様ではなく、異なった時期に異なった課題とそれらに対する異なった適応や学習が必要である。エリクソンは青年期のアイデンティティ危機の考察に発してライフサイクル全過程にわたっての段階と各段階における課題を分析したが、各段階における課題の基礎には、その段階にふさわしいアイデンティティの確立が必要となってくる。

この自己のアイデンティティ、または主体性確立のために、個人は人生の各段階でそれまでの生き方を点検し、自己の状況を確認し、さらに自己の可能性を探ること、言い換えるならば「自己の総棚卸し」を定期的にすることがまず不可欠であろう。そうすることが、次には他者をより深く知り、互いに違った個性を生かしあいながらより豊かな人間関係を築いていくことへとつながっていく。

体験学習方式による人間関係の学習はこの「自己の総棚卸し」をすることから始められる。具体的なプログラムの例はこの紀要の他の論文を参照されたいが、基本的には(1)ある状況設定の中での体験(構造化された実習)、(2)その状況の中で実際に起こったことの指摘、(3)その起こったことの分析と意味付け、(4)その体験の仮設化、一般化の4ステップからなっている。この学習方式の特徴は設定された状況がほとんどの場合、複数の個人によって構成されており、流動的な個人間の関わりが生起し、この流動的な関わりからの学びが重要であることといえよう。

またこの学習方式は、たんに「自己の総棚卸し」によって自己を知るのみでなく、自分の位置づけや可能性の模索は、自己をとりまく世界とより主体的に関わっていくきっかけとなるものである。様々な知識や、新しい技術を学んでいくこともより豊かな生活のためには欠かせないものである。しかしフォールなどが提唱した「存在の領域」にまで学習を深めようとするならば体験学習方式による人間関係の学習こそが必要であろう。「持つこと」から新たな「あること」への価値の転換がこの学習から可能となるのである。この学習方式から得られる豊かな実りは専門的研究者にとっては、自分の専門領域の知識の意味付けをするのに有効であり、非専門的学習者は複数の仲間でお互いに助け合いながら学びを進めるのに有効であろう。

B. 生涯学習の成果

これまでに述べられたように、生涯学習は、基本的には様々な形でのグループ学習の場で展開される。学習者は様々な体験や問いかけをグループに持ち寄り、それらをつなげながら、体験をふくらませ、共感をわかちあい、共通項を新たに創造し新しい自己実現に向けての一步を踏み出すのである。この意味で、生涯学習の成果は「創造的学習」と呼ぶことができよう。この創造的学習には場の創造、関係の創造、リーダーの創造という3つの側面がある。第一の「場の創造」とは人が既存の状況から一步踏み出して新たな学習との出会いの場を創り出すことである。そこは年齢、性、学歴、職業といった個人的背景や先輩・後輩の序列を越えて共に学んで行くことが可能となる場である。第二の「関係の創造」はこのようにして創り出された「場」において、これまでとは違った新たな「人と人との関わり」が生起することを指している。その場に共にいる人々は、様々な条件を越えて、何かの手段としてでなく真に全人間的に関わり

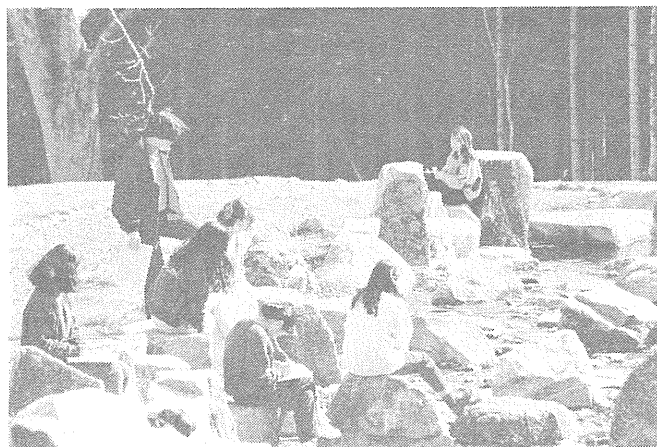
の過程から自分の生きることの意味を再確認し、共にあることを通して情緒的に豊かな自己実現の可能性を見いだすであろう。

共に学ぶ人々によって創り出された場における関わりは異質な人々がお互いの経験をわかちあう過程で相互に学習をしながらリーダー的役割をとることを可能にするであろう。このリーダー的役割とは従来とは異なる援助者のタイプのリーダーや、きめ細かくネットワークづくりをするリーダーであったりするであろう。そしてこのような経験の積み重ねが新しいリーダーの創造を促すことになる。

V. おわりに

生涯学習の系譜を大まかにたどり、また今日のわが国における生涯学習の現状を概観し、「あること」への価値の転換を目指す学習の可能性について人間関係教育を軸にしながら私論の展開を試みた。私自身の能力と時間の制約などから十分な論議を尽くしたとはいえないが、生涯学習を考えることは私自身の生き方を考えることでもあった。その意味からするならば私が体験学習方式による人間関係教育と出合ったことは、私がそれまでとは異なる新たな「あること」への方向転換を可能にするものであった。そして私は現時点でも新たな可能性、新たな出会い、新たな生き方に向けての挑戦を試みたいと思っている。

1991年の年頭に発表された男女平等にかんする意識調査によれば変わりにくい側面も多く見られたが、大きく変わりつつある状況も指摘されている。その中で変化した大きな部分は、女性達が従来の様々な殻を破って学習し、その学習を自己の中で統合しながら自己実現をはかっていることによるものが大きいといわなければならない。これまで責任を負わされてきた生活の中の確かな経験の上に積み重ねられる学習が、さらに新たな学習機会を企画し、関わりを広げ、リーダーとしての自己成長を可能にした。その女性達が、一方的に生産のみを担わされてきた男性とともに社会のあるべき姿を模索し、ともに学ぶ中でより豊かな人間の社会への変革がもたらされるよう願うものである。



参 考 文 献 (出版年順)

- 森 隆夫 編著 増補・生涯教育 帝国地方行政学会 1973
- 持田 栄一 編 生涯教育論—その構想と批判 明治図書 1974
- ポール・ラングラン 著 波多野完治 訳
生涯教育入門 全日本社会教育連合会 1974
- 波多野完治・森 隆夫
教育対話・生涯学習のすすめ ぎょうせい 1976
- 千野 陽一 編 コミュニティと社会教育 東洋館出版社 1976
- 天城 勲 編 大学から高等教育へ—新しい大学館の創造 サイマル出版 1978
- ドーア・R. P. 著、松井 弘道 訳
学歴社会 新しい文明病 岩波書店 1978
- 新井 郁男 編 現代のエスプリ No. 146 ラーニング・ソサエティ 至文堂 1979
- 市川 昭午 生涯教育の理論と構造 教育開発研究所 1981
- 市川 昭午・天野 郁夫 編
生涯学習の時代 有斐閣 1982
- 住岡 英毅 生涯教育の人間関係 アカデミア出版 1985
- リースマン・D. 高等教育論 玉川大学出版部 1986
- 天城 勲 大学をみつめて リクルート出版部 1986
- 大幸財団編集委員会 生涯教育方法論 大幸財団 1986
- 飯島 宗一 他 生涯学習最前線 ぎょうせい 1987
- ピーパー・J. 著、稲垣 良典 訳
余暇と祝祭 講談社学術文庫 1988
- 松下 圭一 社会教育の終焉 筑摩書房 1989

資 料

「生涯学習の基盤整備について」(中央教育審議会答申) 1990年1月30日

「社会教育行政におけるコミュニティ学習の推進について」

(名古屋市社会教育協議会提言) 1990年2月

「生涯学習の時代」(社団法人日本広報協会編) 1988年



生涯学習の基盤整備について

平成2年1月30日

はじめに

1 中央教育審議会は、平成元年4月24日、文部大臣から「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」諮問を受けた。同年6月、後期中等教育の改革とこれに関連する高等教育の課題を検討する「学校制度に関する小委員会」及び生涯学習の基盤整備について検討する「生涯学習に関する小委員会」を設置し、審議を進めてきた。

本審議会は、「生涯学習に関する小委員会」を中心として、文部大臣の諮問において審議事項として示された生涯学習の基盤整備に関する次の事項について審議を行った。

- ① 生涯学習の総合的な振興を図るため、生涯学習の推進体制、学習情報の提供、生涯学習に関する専門家の資格、生涯学習活動重点地域等について法的整備を行うとともに、民間教育事業の支援の在り方を検討する。
- ② 地域の生涯学習の中心機関となる「生涯学習センター」（仮称）を設置し、自ら主催講座等の事業を行うとともに、放送大学の学習センターとなるなど各種の学習・教育機関との連携を図る方途を講ずる。
- ③ 「生涯学習センター」（仮称）の機能として、このセンターやその他の教

育訓練機関の学習の成果を適切に評価し、学校教育の単位として転換する仕組み及びこれらを各種公的資格の基礎とするための方途について検討する。

- ④ 短期大学については、その果たす役割、社会的・地域的ニーズの変化等を踏まえ、生涯学習の基盤整備についての諸施策との関連で、「生涯学習センター」（仮称）の開設の奨励など、生涯学習機関としての在り方について検討する。

なお、諮問において後期中等教育の改革とこれに関連する高等教育の課題に関して示された上記④の審議事項については、「生涯学習センター」（仮称）の開設を奨励することについて審議を行った。

2 「生涯学習に関する小委員会」は、平成元年10月31日、「生涯学習に関する小委員会審議経過報告」をとりまとめ、総会の了承を経て公表した。

本審議会は、この審議経過報告に関する関係団体の意見等を勸案して慎重に審議を重ね、ここに答申としてとりまとめた。

3 今回の答申をとりまとめるに当たっては、生涯学習は人々が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、生涯学習の基盤を整備することが当面する重要な課題であるとの基本的認識に立ち、人々の生涯学習を支援するための施

策を中心に検討した。

なお、上記③の審議事項のうち、学習成果の評価認定の仕組みや学校教育の単位として転換する仕組み等については、幅広い観点から今後更に審議を続けることとしている。

- 4 もとより、生涯学習を全体として振興していくためには、本答申で提言する施策を推進するとともに、学校教育、社会教育をはじめとするあらゆる学習機会を相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備充実していくことが必要である。

行政当局においては、今後の我が国における生涯学習の重要性にかんがみ、この答申で示した諸施策を速やかに実施するよう要望する。

第1 生涯学習の基盤整備の 必要性

- 1 近年、社会の各分野において生涯学習への関心が高まり、学校、地域、職場等において、個人やグループが様々な機会や手段・方法を利用して多種多様な学習活動を行っている。

このように生涯学習が盛んに行われている社会的背景としては、所得水準の向上、自由時間の増大、高齢化の進行等に伴い、学習自体に生きがいを見いだすなど人々の学習意欲が高まっていることに加え、科学技術の高度化や情報化・国際化の進展により、絶えず新たな知識・技術を習得する必要性が生じていることが挙

げられよう。特に今後は、産業構造や就業構造の急激な変化、さらには、本格的な高齢化社会の到来を背景に、人々の学習需要は一層高度かつ多様なものとなるであろう。

また、我が国においては、学校教育への過度の依存に伴う学歴偏重の弊害が生じており、今後はこれを是正して、人々が生涯にわたって学習し、それを正当に評価する社会を築いていくことが重要と考えられる。

生涯学習については、第12期中央教育審議会が、昭和56年に「生涯教育について」答申を行っている。この答申においては、人々は、自己の充実・啓発や生活の向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めており、これらの学習は、各人がその自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じ自己に適した手段・方法を自ら選んで生涯を通じて行うものであり、生涯学習と呼ぶのがふさわしいとしている。

そして、この生涯学習のために、自ら学習する意欲と能力を養い、社会の様々な教育機能を相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備充実しようとするのが生涯教育の考え方であるとしている。言い換えれば、生涯教育とは、国民の一人一人が充実した人生を送ることを目指して生涯にわたって行う学習を助けるために、教育制度全体がその上に打ち立てられるべき基本的な理念であるとしている。

この答申では、以上のような考え方に立って、乳幼児期から高齢期に至る生涯教育に関する課題及び基本的な施策の方向を示している。

また、昭和59年から62年まで設置され

た臨時教育審議会は、その答申において、我が国が今後、時代の変化に主体的に対応し、豊かで活力のある社会を築くためには、学歴社会の弊害を是正するとともに生涯学習体系への移行を図っていくことが大切であるとした。

そして、どこで学んでも、いつ学んでも、その成果が適切に評価され、多元的に人間が評価されるよう、人々の意識を社会的に形成していく必要があると指摘している。その上で、人生の各段階の要請にこたえ、新たな観点から、家庭、学校、地域などの各分野の広範な教育・学習の体制や機会を総合的に整備する必要があると提言した。

2 これらの答申の趣旨に基づき、学校教育、社会教育などの分野において、生涯学習を振興する観点から各種の施策が進められており、様々な学習の機会が提供されている。

これらの中で最も組織的・体系的に学習の機会を提供しているものは学校である。生涯学習における学校の役割としては、次の二つのことが重要である。

第一は、人々の生涯学習の基礎を培うことである。このことはとりわけ小学校、中学校や幼稚園の段階で重要である。

生涯学習の基礎を培うためには、基礎的・基本的な内容に精選するとともに自ら学ぶ意欲と態度を養うことが肝要である。平成元年3月に行われた学習指導要領の改訂においても、これらの観点が特に重視されている。

第二は、地域の人々の対して様々な学習機会を提供することである。このことはとりわけ大学・短期大学、高等専門学

校、高等学校や専修学校（以下「大学・短大等」という。）に対して要請されている。

このような要請に応じて今日では、社会人を受け入れたり各種の公開講座を開催するとともに、図書館や体育館・運動場等の施設を地域の人々の利用に供する動きが広まりつつある。

また、放送大学は現在、その対象地域が関東地域に限られているが、広く社会に開かれた大学としてその全国化への期待が高まっている。

次に、教育委員会や社会教育施設等が提供している様々な教育・スポーツ・文化活動の機会がある。

特に公民館や図書館、博物館等では、地域における人々の学習需要に応じて、多様な学習の機会が提供されている。今日では、その学習需要の高度化・多様化に対応して、学習の目的も知識・技術の習得を求めるものから趣味や生きがいにかかわるものまで、また、その内容も専門的なものから日常的なものまで極めて幅広いものとなっている。このほか社会通信教育による学習や社会教育関係団体の活動など様々な学習活動も行われている。

社会教育は、これまでも地域の諸課題に応じて大きな役割を果たしてきており、その重要性は一層高まっている。今後は特に、青少年の学校外活動・地域活動、女性の社会参加の増大に伴い必要となる学習活動、さらには高齢者の充実した生活設計をささえる学習活動を促進することが重要である。

さらに、今日では、種々の行政機関や民間の教育事業者も様々な学習の機会を提供している。

都道府県では、母子の健康や高齢者の生活に関する講座、勤労青少年や働く女性のための講座など、それぞれの行政目的に応じた様々な講座を開催している。また、民間教育事業者による教育・スポーツ・文化事業も都市部を中心に盛んになっている。例えば、カルチャーセンターは、民間の創意工夫により、人々の学習需要に柔軟に対応した学習機会を提供している。

これらのほか、公共職業訓練所等では、職業人としての能力開発が組織的に行われている。さらに、各企業等でも、様々な形で教育・訓練を行っており、従業員が大学・短大等に再入学することを奨励したり、有給教育・訓練休暇を認めているところも増加している。

このように、今日の我が国においては、学校、地域、職場等を通じて多種多様な学習機会が提供されており、今後ともそれぞれの学習機会をより充実し、人々の学習活動をより活発にしていくことが必要である。

3 以上のような生涯学習の考え方及び現状を踏まえると、今後生涯学習を推進するに当たり特に次の点に留意する必要がある。

- ① 生涯学習は、生活の向上、職業上の能力の向上や、自己の充実を目指し、各人が自発的意志に基づいて行うことを基本とするものであること。
- ② 生涯学習は、必要に応じ、可能なかぎり自己に適した手段及び方法を自ら選びながら生涯を通じて行うものであること。
- ③ 生涯学習は、学校や社会の中で意図

的、組織的な学習活動として行われるだけでなく、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動などの中でも行われるものであること。

生涯学習を振興するに際して国や地方公共団体に期待される役割は、人々の学習が円滑に行われるよう、生涯学習の基盤を整備して人々の生涯学習を支援していくことである。

このような観点から今日の状況をみると、次のような課題を指摘することができよう。

まず第一は、学習者が自ら適切な学習機会を選択し、自主的に学習を進めることができるよう、学習情報を提供することや学習者のための相談体制を整備することである。

生涯学習は、上述のように、学習者の自発性、自主性に基づいて行われることが基本である。学習の目的や課題は様々であり、各人が最も適した学習機会や方法を自ら選択していくことになる。しかし、現状では、生涯学習に関する情報を提供したり、これらの情報に基づいて学習者の相談に応じる体制は、必ずしも十分に整備されていない。

今後は、これらの学習情報の提供や学習相談の体制を整備することが必要であり、その際、地域の生涯学習施設相互の間を最新の情報通信手段で結んで、生涯学習に関する情報ネットワークを構築することが重要である。

また、情報の収集・提供や学習相談など、生涯学習に関して十分な知識経験を有する専門的職員の役割が大きい。さらに、充実した学習機会を提供するために

は、優れた指導者・助言者を確保することが必要である。その際、地域において生涯学習に関し知識経験を有する者を広く求めることも重要であろう。

第二は、潜在的な学習需要を持つ人々に対しても適切な配慮を行い、併せて学習意欲を高めるための啓発活動や学習の成果の評価を行うなど、生涯学習を奨励することである。

今日では、多くの人々が様々な学習を行っている一方、学習意欲はありながら様々な要因により、学習の機会に恵まれていない者も多い。これらの人々に対しては、学習しやすい環境を整備することが重要であり、教育・スポーツ・文化等のための施設を身近に整備したり、利用時間帯の柔軟化を図るなど学習者の立場に立った利用しやすい施設の運営に配慮することが必要である。

特に今後は、産業構造や就業構造などの急激な変化に対応して勤労者の生涯学習の必要性が高まっていることから、その職業能力開発や多様な学習を促進することが重要な課題となると考えられる。このため、各企業等における教育・訓練を充実することや労働時間の短縮、有給教育・訓練休暇制度の普及などにより勤労者が学習活動に参加しやすい諸条件を整備することが望まれる。

さらに、積極的に学び、自己の向上を図ろうとする人々の意欲を高めるためには、学習グループの育成や生涯学習の啓発に関する各種の事業を通じて地域の学習環境の整備を図るほか、学習成果を評価して学習を奨励する方策についても検討すべきであろう。

第三は、人々の学習需要に対応した学

習機会を確保するため、生涯学習施設相互の連携を図ることである。

今日では、生涯学習に関する多様な機会は、教育・スポーツ・文化施設、職業訓練施設等様々な施設により提供されているが、これまでのところ相互の連携・協力について十分に考慮されているとはいえない。

人々の学習需要に対応するためには、それぞれの地域において人々がどのような学習機会を求めているかを把握するとともに、必要な場合には新たな学習プログラムの研究開発を行い、関係学習施設の相互の連携の下に、学習者に利用しやすい形で学習機会を提供していくことが必要である。

特に、民間の教育事業については、人々の多様な学習需要に柔軟に対応して、生涯学習の進展のため果たす役割が期待されている。

また、地域における学習需要の高度化に対応して、大学・短大等の果たす役割も一層重要になると考えられる。

第四は、以上の課題を踏まえて、生涯学習を総合的に推進するため、関係行政機関等の各種の施策に関し、連絡調整を図る体制を整備することである。

生涯学習に関しては、国、地方の段階で種々の行政機関等が様々な施策を展開している。今後、上記の諸課題を踏まえ、生涯学習を総合的に推進していくためには、これらの関係行政機関等においては、これらの関係行政機関等においては、国、地方の間の連携・協力にも十分留意しながら、それぞれの施策について連絡調整を図ることが望ましい。このための組織を国や地方の段階で整備していくことが必要である。

第2 生涯学習の基盤整備の ための施策

上記第1の考え方にに基づき、審議事項に沿って、生涯学習の基盤整備のための施策として、国・都道府県・市町村における生涯学習の推進体制、地域の生涯学習の中心機関、生涯学習活動重点地域、民間教育事業の支援の在り方について検討を行った。

1 生涯学習の推進体制について

今日、国・都道府県・市町村の行政機関等では、それぞれの行政目的に従って、教育・スポーツ・文化、健康、職業能力開発等の学習機会を提供したり、学習の場を整備するなどの施策を行っている。

今後、人々の高度化・多様化する学習需要に対応し、生涯学習を総合的に推進していくためには、それぞれの施策を充実するとともに、相互の連携・協力を図ることが重要である。

このため、国・都道府県・市町村において、生涯学習の各種施策の連絡調整を図る組織を整備することが必要と考えられる。

(1) 国における連絡調整組織

国においては、教育・スポーツ・文化等に関する生涯学習の推進のための重要事項や文部省と関係省庁の諸施策に関し連絡調整を要するものなどについて調査審議を行う組織の設置について検討する必要がある。

この組織は、教育・スポーツ・文化等

の学識経験者等で構成し、運営に当たっては、地方公共団体等の意見も反映されるように留意する必要がある。

(2) 都道府県及び市町村における連絡調整組織

都道府県においては、現在、そのすべてに、生涯学習推進のために連絡調整を行う組織が設置されている。今後は、これらに対して制度上の位置付けを与える必要があると考えられる。

また、市町村においても一部では連絡調整のための組織が設置されているが、これらの組織についても、制度上の位置付けを与える必要があると考えられる。

2 地域における生涯学習推進の中心機関等について

諮問で示された地域における生涯学習の中心機関となる「生涯学習センター」(仮称)については、都道府県に設置する「生涯学習推進センター」と大学・短大等の生涯学習センターとに分けて検討を行った。

(1) 「生涯学習推進センター」について

① 地域における生涯学習をより一層推進していくためには、学習機会を提供するだけでなく、人々が学習機会を選択したり、自主的な学習活動を進めることについて援助を行うことも大切である。今後は特に、生涯学習に関する情報を提供したり、各種の生涯学習施設相互の連携を促進し、人々の生涯学習を支援する体制を整備していくことが重要である。このため、それぞれの地域の生涯学習を推進するための中心機関となる「生涯学習推進センター」

(以下「推進センター」という。)を
設置することが必要と考えられる。

この「推進センター」は、その果た
すべき機能や人々の学習活動圏の広が
りにかんがみ、都道府県が設置し、次
に掲げる事業を集中して行うことが適
当である。

なお、現在でも、これらの事業の一
部を行う機関を設置している都道府県
もあり、これらについては、その機能
を一層充実することにより、「推進セ
ンター」として整備を図っていくこと
が望まれる。

- i) 生涯学習情報の提供及び学習相談
体制の整備充実に関する事
 - ii) 学習需要の把握及び学習プログラ
ムの研究・企画に関する事
 - iii) 関係機関との連携・協力及び事業
の委託に関する事
 - iv) 生涯学習のための指導者・助言者
の養成・研修に関する事
 - v) 生涯学習の成果に対する評価に関
すること
 - vi) 地域の実情に応じて、必要な講座
等を主催すること
- なお、放送大学との連携・協力を
行うこと

- i) 生涯学習情報の提供及び学習相談体
制の整備充実に関する事

人々が最も適した学習機会を選択す
ることができるようにするためには、
地域における種々の学習情報を迅速に
入手することができ、また、学習相談
を手軽に利用できるような条件整備が
重要である。

このため、「推進センター」と各市
町村や生涯学習施設との間をコンピュ
ータ等の情報通信手段で結ぶネットワ
ークを構築することにより、都道府県内
の学習機会やその内容、利用方法など
に関する情報を公民館、図書館等の身
近な施設で提供できるようにする。こ
のようなシステムを活用することによ
り、これらの施設における学習相談活
動の一層の充実を図る。

また、各都道府県の「推進センター」
相互間における連携・協力を進め、生
涯学習情報の交換の範囲を広げるよう
にする。これにより、提供できる情報
量を豊富にするとともに、各地におけ
る優れた実践例を参考にして、よりよ
い学習機会の提供を行うなどの効果が
期待できる。

なお、これらの生涯学習情報システ
ムが全都道府県において整備される見
通しが得られる段階では、全国的なネッ
トワークとして機能するための中心的
組織を整備することについて検討する
必要がある。

- ii) 学習需要の把握及び学習プログラ
ムの研究・企画に関する事

実態調査や学習相談活動などにより、
人々の学習需要を的確に把握し、これ
に対応した学習機会を提供する。また、
新たな学習プログラムの研究開発を進
める。

- iii) 関係機関との連携・協力及び事業の
委託に関する事

地域の学習機会を整備充実するため、
大学・短大等、社会教育施設、スポー
ツ・文化施設、教育訓練施設、あるい
は民間教育施設との連携・協力を図る。

必要に応じて、これらの施設等の自主性を尊重しつつ、講座の開設を委託する。

iv) 生涯学習のための指導者・助言者の養成・研修に関すること

生涯学習を推進するためには、多様な学習活動について指導・助言を行う者の役割が重要である。

人々の生涯学習を支援し、様々な分野において指導・助言を行う人材の確保や資質の向上を図るため、ボランティアを含め生涯学習に関する指導者・助言者の養成や研修を行う。

v) 生涯学習の成果に対する評価にかんすること

人々の学習活動を奨励するためには、学習成果を客観的かつ多角的に評価認定することが有益であると考えられる。しかし、評価認定の仕組みについては、どのような範囲を評価の対象とするか、評価の水準はどの程度のものとするかなどの課題があり、今後引き続き検討することとする。

差し当たり、地域の実情に応じて、都道府県が行うボランティアや社会教育指導員などの養成・研修事業における学習の成果を評価認定し、各種機関が行うボランティアの登録の参考となるようにするとともに、市町村が社会教育指導員を採用する際に活用できるようにする。

このほか、地域の特色ある事業に関して行われる人材養成等についても、同様の取扱いをすることが考えられる。

vi) 地域の実情に応じて、必要な講座等を主催すること

それぞれの地域の実情に応じて、既存の機関では十分に提供されていない学習機会を充実するため、例えば、近年、学習需要が高まっている体系的・継続的な講座を主催したり、学習プログラムの研究開発に関連して先導的に講座を開設するなど、「推進センター」自体が、学習機会を提供する機能を併せ持つことも考えられる。

なお、放送大学は人々の生涯学習活動に大きな役割を果たすものであり、その実績等を評価しながら全国化することが望まれる。その場合、「推進センター」を放送大学の学習センターの場として活用するなど、放送大学と「推進センター」との連携・協力をすることも期待される。

② 「推進センター」がその機能を十分に果たしていくためには、生涯学習に関して幅広い知識経験を有する専門的職員を配置する必要がある。

「推進センター」には、学習情報の収集・整理・提供、学習相談、学習プログラムの研究・企画、指導者研修などについて十分な知識経験を有する専門的職員が不可欠であり、このような資質能力を有する者の養成確保を図らなければならない。

また、社会教育に関しては、現在、社会教育主事や図書館の司書、博物館の学芸員などの資格制度が整備されているが、この「推進センター」に置かれる専門的職員についても、既存の専門的職員との関連も踏まえながら、生涯学習に関する実務経験や知識も考慮して、資格を設けることが適当である。

なお、この専門的職員については、

他の生涯学習施設にも配置を奨励することが望まれる。

(2) 大学・短大等の生涯学習センターについて

これからの大学・短大等は、生涯学習機関としての役割を強く期待されている。これまでにも、聴講生・研究生制度の活用、社会人特別入試の活用、通信制による教育の提供、昼夜開講制の実施、夜間等において教育を行う大学院の開設など、社会人を大学・短大等へ受け入れるための取組みが行われてきている。また、学校の機能等を社会に開放することを目的として、学術研究の成果を社会へ還元するための公開講座の開設が逐年拡充されてきているほか、図書館や体育施設の開放も推進されている。このほか、新しいタイプの単位制高等学校や社会の変化に即応した職業教育等を行う専修学校、さらには高等学校等の公開講座も、幅広い学習者を対象として新たな学習機会を提供している。

今後、大学・短大等においては、生涯学習機関としての役割をも視野に入れて、履修形態やカリキュラムの多様化・柔軟化を進めていくことが重要である。また、放送大学の全国化との関連で、放送大学との連携・協力が図られることも必要である。

以上のような取組みを進めるとともに、体系的・継続的な講座の実施や大学・短大等における学習機会に関する情報の提供・学習相談など、社会人を対象とした取組みをより積極的に行う体制として、地域の学習需要を考慮しながら、各大学・短大等の自主的な判断により生涯学習センターを開設することが期待される。

また、生涯学習センターは、地域の実

情に応じ、前期の「推進センター」等と協力して、必要な講座を開設したり、学習プログラムの研究開発を行うなど、地域社会との密接な連携を図ることが望まれる。この場合、大学・短大等の自主性が十分尊重される必要がある。

(3) 「推進センター」等の名称について

名称については、それぞれの設置者が、その実情に即したふさわしい名称を検討することが適当である。

(4) 学校教育の単位へ転換する仕組み等について

生涯学習の成果を学校教育の単位として転換する仕組み及びこれらを各種公的資格の基礎とするための方途についても検討するとされており、今後、関係審議会等との関連も考慮しつつ、更に審議を続けることとする。

3 生涯学習活動重点地域について

地域における生涯学習を振興していくためには、人々の日常生活圏における生涯学習活動の場の整備が重要な課題である。生涯学習活動をささえる教育・スポーツ・文化施設等の整備状況をみると、地域的な偏りがみられ、特に民間施設等は都市部に集中している。

今後は、全国各地で、それぞれの地域特性を生かしつつ、充実した生涯学習活動の場を整備していくことが求められており、国においては、各地域における生涯学習活動の場の整備を誘導していく方策が必要である。

その方策としては、地域の要請に基づき日常生活圏において「生涯学習活動重点地域」を設定し、同地域に教育・スポー

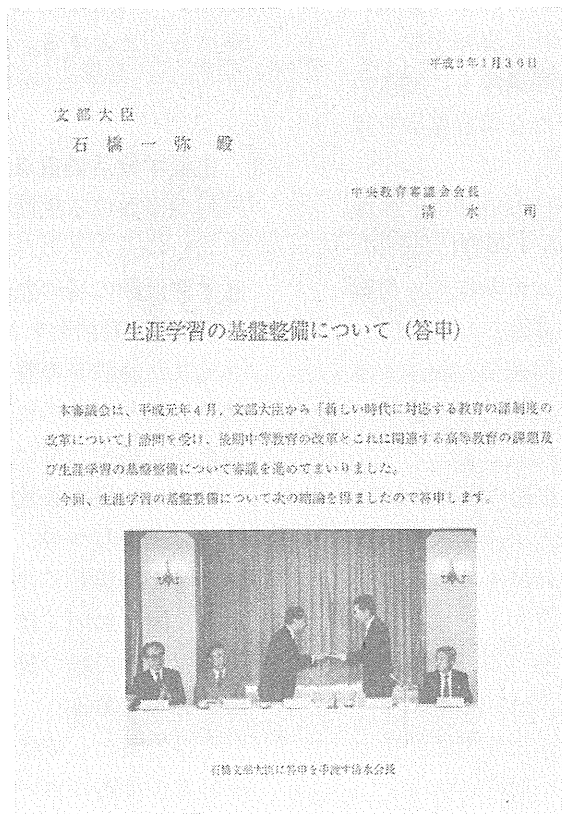
ツ・文化等の生涯学習施設を集中的に整備し、高度かつ多様な学習機会を提供していくことが考えられる。その際、今後は特に民間活力の利用が重要であり、そのための税制、融資上の優遇措置を講ずることについて検討する必要がある。

4 民間教育事業の支援の在り方について

人々の学習需要の増大とその高度化・多様化を背景として、カルチャーセンター等の民間教育事業が特に都市部において活発な事業を展開している。このような民間教育事業については、今後も、多様な学習需要に柔軟に対応しつつ、創意ある充実した学習機会を提供して発展することが期待されている。

国及び地方公共団体は、民間教育事業者の自主性を尊重し、それぞれの自由な発展にゆだねることを基本としつつ、事業の種類や実態も考慮し、必要に応じて間接的な支援を行うことが望ましい。

このような支援の具体的な方策としては、「推進センター」の機能を活用するなどにより、地域における学習需要の動向等に関する情報の交換を行うこと、人々に対する学習情報提供・相談活動において民間教育事業に関する情報提供も行うよう配慮すること、民間教育事業者の指導者の養成・研修に協力することが考えられる。また、民間教育事業者が相互に協力しつつ、自主的に事業の水準の維持向上を図るための団体の育成を促進することも大切であろう。



諮 問

平成元年4月24日

中央教育審議会

文部大臣 西 岡 武 夫

次の事項について、別紙理由を添えて諮問します。

新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について

(理 由)

今後の我が国の社会については、国際化、情報化、高齢化など大きな変化が予想されている。このような社会の変化に適切に対応した教育を実現するため、これまでも生涯学習、初等中等教育、高等教育など各般にわたる教育改革を推進しているところであるが、今後とも、中長期的展望に立って制度上の諸課題について不断に検討していくことが必要である。

今日の学校教育については、後期中等教育や高等教育の著しい普及とその実態の多様化に伴い、高等学校教育の画一性・硬直性や学校不適応者の増加、更には受験競争の過熱化や偏差値偏重の弊害など様々の問題が指摘され、後期中等教育及びその高等教育との接続等の在り方が問われている。また、生涯学習については、人々の学習需要の高度化・多様化に応じて体系的な振興方策を樹立することが求められている。

よって、この際、後期中等教育から高等教育にわたる教育の諸課題に係る改善方策及び生涯学習に係る振興方策に関して、次のような施策を講ずることの適否及び問題点について検討する

ことが必要である。

(審議事項)

1. 後期中等教育の改革とこれに関連する高等教育の課題

今日の後期中等教育については、時代の変化や生徒の多様な実態に柔軟に対応していくことが求められている。このため、新しい高等学校学習指導要領の趣旨を徹底するとともに、今後は学校制度についても所要の見直しを行い、後期中等教育のより一層の多様化・弾力化を図ることとし、これに関連する高等教育の課題も併せて次のような諸改革を行う。

- (1) 高等学校の修業年限を見直し、現行の3年制のほか4年制高等学校の設置を認める。この場合、分野を限定して専門教育に限るか、あるいは普通教育にも認めるかについて検討する。
- (2) 社会経済の進展に対応した専門教育の実現を図るとともに、高等学校教育における幅広い職業教育の充実を図るため、現行の学科制度の再編成を行う。

なお、高等学校間の単位互換を推

進するなど、普通科と職業学科との有機的連携を図るための措置を講ずる。

- (3) 職業・实际生活に必要な教育を重点的に行う高等学校や、幅広い選択を可能とする総合的な高等学校、国際化の進展に対応した高等学校など新しいタイプの高等学校の設置を奨励する。
- (4) 高等学校における単位制度の趣旨を生かし、生徒の学習における選択の幅を広げるため、多様な選択科目の開設が可能となる措置を講ずる。
- (5) 特定の分野などにおいて特に能力の伸長が著しい者について、大学入学の年齢制限緩和など、教育上の例外措置を講ずることの可否について検討する。
- (6) 高等専門学校については、後期中等教育と高等教育とを一貫して行う教育機関として一層の充実を図るため、分野の拡大、高等学校からの編入学の拡大などの拡充方策を講ずるとともに、新しい名称を検討する。
- (7) 短期大学については、その果たす役割、社会的・地域的ニーズの変化等を踏まえ、下記2の諸施策との関連で、「生涯学習センター」（仮称）の開設の奨励など、生涯学習機関としての在り方について検討する。
- (8) 後期中等教育の改革と関連して、後期中等教育と高等教育の接続の改善を図る観点から、高等学校教育と大学の一般教育との関係、4年制高等学校の卒業生等に係る大学の修業

年限の在り方、入試時期の繰下げなどについて、大学審議会との関係を考慮しつつ、検討する。

2. 生涯学習の基盤整備

人々の高度化・多様化する学習需要に応じて生涯学習の振興を図る観点から、生涯学習の推進体制・推進機関を整備するとともに、様々な学習成果を適切に評価し学校との連携を強化するため、次のような施策を推進する。

- (1) 生涯学習の総合的な振興を図るため、生涯学習の推進体制、学習情報の提供、生涯学習に関する専門家の資格、生涯学習活動重点地域等について法的整備を行うとともに、民間教育事業の支援の在り方を検討する。
 - (2) 地域の生涯学習の中心機関となる「生涯学習センター」（仮称）を設置し、自ら主催講座等の事業を行うとともに、放送大学の学習センターとなるなど各種の学習・教育機関との連携を図る方途を講ずる。
 - (3) 「生涯学習センター」（仮称）の機能として、このセンターやその他の教育訓練機関の学習の成果を適切に評価し、学校教育の単位として転換する仕組み及びこれらを各種公的資格の基礎とするための方途について検討する。
- ## 3. 以上のほか、関連する重要事項について検討する。